

「県産農産物の安全安心推進事業」委託業務企画提案仕様書

1 委託業務名

令和8年度県産農産物の安全安心推進事業委託業務

2 背景及び目的

近年、消費者の食品に対する安全性への高まりから、農産物についても農薬の適正使用の徹底や、農薬使用履歴の記帳等などが生産者に求められている。本県においても農業協同組合等の出荷団体において、出荷物の安全性を担保する取組として、農薬使用履歴を使用基準と照らし合わせるシステムを導入し、安全性の確保に努めているところである。しかしながら、県内に約2,000名いる出荷団体等を通さない個人出荷生産者に対しては、チェック機能がないため、客観的に生産物の安全性を確認することが出来ない状況である。また、これらの生産者は出荷団体に属していないことから農薬関係に関わらず各種の講習会を受講する機会に乏しく、農薬の使用に際して、不適切な事例の発生も確認されている。

そこで、本事業では個人出荷生産者に対して食の安全に関する講習会等による啓発活動を実施する他、生産者を巡回し農薬の使用履歴の記帳を推進する。また、流通業者等へも同様の講習会を実施し、安全性が確認された農産物の促進を図る。

3 業務期間

令和7年度～9年度（予定）

4 委託期間

契約締結の日から令和9年3月26日（金）まで

※ 契約は年度ごとに締結するものとする。

5 予算額（令和8年度）

(1) 委託上限額

提案にあたっては、4,047千円以内（消費税及び地方消費税を含む）の範囲内で見積もること。（この金額は、企画提案のために提示した金額であり、契約金額とは異なる。）

(2) 積算費目

積算の費目は、次のとおりとすること。

ア 人件費

イ 直接経費（報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、使用料及び賃借料、再委託費、役務費その他必要と認められる費目）

ウ 一般管理費〔（人件費＋直接経費－再委託費）の10%以内とする。〕

エ 消費税

※各費目の内訳や積算根拠を示すこと。

6 委託業務内容

(1) 青果の個人出荷者・青果流通業者に対する食の安全に関する啓発活動

県内における個人出荷者に対して農薬の適正使用、使用履歴の記帳、衛生管理、不適正事例等、食の安全に関する講習会の開催や資料配付等による周知活動により、食の安全性に関する理解を深めるほか、農薬の使用履歴の記帳を推進する。

講習会を開催する際は、栽培地区毎の出荷者を対象に開催し、過去に不適切事例が多く発生したリスクの高い品目については、特に重点対象として優先的に参集する。対象品目の設定にあたっては沖縄県農林水産部営農支援課と協議の上、決定すること。この際、対象品目において特に防除の難しい病害虫がある場合、講習会において栽培技術に関する内容の追加をしても構わない。

(2) 直売所等に対する食の安全に関する情報の周知

県内にある直売所に対して、農薬の適正使用や、農薬使用履歴に関する資料（パンフレット等）を配布し、直売所および出荷者に周知を図る。

(3) 対象品目における難防除病害虫の情報の収集

上記（1）で定めた対象品目において、生産現場で農薬による防除が難しい病害虫について、防除が難しい理由、生産現場での対処方法について情報の収集を行う。

(4) 協議、打合わせの実施

業務実施にあたり事業計画の調整と事業完了報告に係る協議、打合せを実施する。

(5) 事業報告書の提出

ア 事業実施にあたり、事業報告書を3部提出すること。内容は、各取組の実績および経費等を記載すること。

イ 上記報告書の電子データをCD-Rで一部提供すること

7 再委託について

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。

また、契約の主たる部分については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとして県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

上記(1)で定める「契約の主たる部分」とは次のとおりとする。

① 契約金額の50%を超える業務

② 企画判断、管理運営、指導監督などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の承認

契約の一部を第三者に再委託しようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、次の業務については事前の承認を要さない。

- ① 資料の収集・整理
- ② 複写・印刷・製本
- ③ 原稿・データの入力及び集計
- ④ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合に、県と別途協議を行った業務

(3) 再委託の相手方の制限

本事業に係る企画提案に参加した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

8 著作権

- (1) 成果物に関する著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。
- (2) 本業務に当たり、第三者の著作権等その他の権利に帰属するものについては、受託者の費用を持って処理するものとする。

9 その他

- (1) 受託者は、業務遂行に当たって、県と緊密な連携をもって行わなければならない。
- (2) 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、委託契約の仕様書については、変更する場合がある。
- (4) 企画提案書が採択された場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。